

# 令和7年葛巻町議会12月定例会議 会議録（第4号）

令和7年12月12日（金）

午前10時 開 議

【再 開】	1
【会議録署名議員の指名】	1
日程第1 会議録署名議員の指名	
【諸般の報告】	1
日程第2 諸般の報告	
・陳情書の配布	
(1) 陳情第8号 臓器移植に関わる不正な臓器取引や移植目的の渡航等を防止し、 国民が知らずに犯罪に巻き込まれることを防ぐための環境整備等を 求める意見書提出の陳情書	
【議案第33号～第54号審査結果報告・討論・採決】	1
日程第3 議案第33号 令和7年度葛巻町一般会計補正予算（第3号）	
日程第4 議案第34号 令和7年度葛巻町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第 2号）	
日程第5 議案第35号 町立保育所条例の一部を改正する条例	
日程第6 議案第36号 葛巻町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条 例等の一部を改正する条例	
日程第7 議案第37号 葛巻町水道事業給水条例等の一部を改正する条例	
日程第8 議案第38号 葛巻町上下水道事業の企業職員の給与の種類及び基準に関する条 例の一部を改正する条例	
日程第9 議案第39号 葛巻町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める 条例	

- 日程第10 議案第40号 町道葛巻浦子内線道路改良整備（その6）工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについて
- 日程第11 議案第41号 公の施設に係る指定管理者の指定に関し議決を求めることについて
- 日程第12 議案第42号 公の施設に係る指定管理者の指定に関し議決を求めることについて
- 日程第13 議案第43号 公の施設に係る指定管理者の指定に関し議決を求めることについて
- 日程第14 議案第44号 公の施設に係る指定管理者の指定に関し議決を求めることについて
- 日程第15 議案第45号 公の施設に係る指定管理者の指定に関し議決を求めることについて
- 日程第16 議案第46号 公の施設に係る指定管理者の指定に関し議決を求めることについて
- 日程第17 議案第47号 公の施設に係る指定管理者の指定に関し議決を求めることについて
- 日程第18 議案第48号 公の施設に係る指定管理者の指定に関し議決を求めることについて
- 日程第19 議案第49号 公の施設に係る指定管理者の指定に関し議決を求めることについて
- 日程第20 議案第50号 公の施設に係る指定管理者の指定に関し議決を求めることについて
- 日程第21 議案第51号 公の施設に係る指定管理者の指定に関し議決を求めることについて
- 日程第22 議案第52号 公の施設に係る指定管理者の指定に関し議決を求めることについて
- 日程第23 議案第53号 公の施設に係る指定管理者の指定に関し議決を求めることについて
- 日程第24 議案第54号 公の施設に係る指定管理者の指定に関し議決を求めることについて

【 議員派遣の件 】 . . . . . 10

日程第25 議員派遣の件について

【 議案第55号～第58号 】 . . . . . 10

追加日程第1 議案第55号 令和7年度葛巻町一般会計補正予算（第4号）

追加日程第2 議案第56号 令和7年度葛巻町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算  
（第3号）

追加日程第3 議案第57号 令和7年度葛巻町水道事業会計補正予算（第1号）

追加日程第4 議案第58号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

令和7年葛巻町議会12月定例会議 会議録（第4号）

告示年月日	令和7年11月25日（火）					
再開年月日	令和7年12月5日（金）					
会議の場所	葛巻町役場					
会議年月日	令和7年12月12日（金） 開議10時00分 散会10時58分					
議員出席状況  （凡例）  ○ 出席 △ 欠席 遅 遅刻 早 早退	議席番号	議員氏名	出席の有無	議席番号	議員氏名	出席の有無
	1	竹花 結	○	6	姉帯 春治	○
	2	深澤 進	○	7	高宮 一明	○
	3	藤岡 徹	○	8	辰柳 敬一	○
	4	柴田 勇雄	○	9	山崎 邦廣	○
	5	山岸 はる美	○	10	鈴木 満	○
会議録署名議員	5 番	山岸 はる美	9 番	山崎 邦廣		
会議の書記	議会事務局長	松尾 さゆり	議会事務局長補佐	星野 正人		

	役職名	氏名	役職名	氏名
地方自治法 第121条 により説明 のため出席 した者の職 ・氏名	町 長	鈴木 重男	地域整備課長 兼水道事業所長	和野 康弘
	副 町 長	觸澤 義美	教育委員会教育次長 兼こども教育課長	触 沢 誉
	教 育 長	石角 則行	まなび交流課長	大川原 洋一
	政策秘書課長	波紫 徳彰	病院事務局長	服部 隆行
	総務課長	松浦 利明	農業委員会事務局長	折本 誠
	いらっしやい葛巻推進課長	大久保 栄作		
	会計管理者兼 住民会計課長	坂待 典子		
	健康福祉課長	大石 和人		
	農林環境エネルギー課長 兼農業委員会事務局長	遠藤 政明		
議事日程	別紙のとおり			
会議に付した事件	別紙のとおり議事日程と同じである			
会議の経過	別紙のとおり			

( 開議時刻 10時00分 )

## 議長 ( 鈴木満議員 )

朝の挨拶をします。おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は 10 名です。定足数に達していますので、会議は成立しました。

本日の議事日程は、あらかじめ告示したとおりです。

これから本日の議事日程に入ります。

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、葛巻町議会総合条例第 120 条の規定により、議長から、5 番、山岸はる美議員及び 9 番、山崎邦廣議員を指名します。

次に、日程第 2、諸般の報告を行います。陳情第 8 号、臓器移植に関わる不正な臓器取引や移植目的の渡航等を防止し、国民が知らずに犯罪に巻き込まれることを防ぐための環境整備等を求める意見書提出の陳情書については、議会運営委員会での協議結果を踏まえ、議員配付の扱いとします。

次に、日程第 3、議案第 33 号、令和 7 年度葛巻町一般会計補正予算 ( 第 3 号 ) から日程第 24、議案第 54 号、公の施設に係る指定管理者の指定に関し議決を求めることについてまでの 22 議案について、輝くふるさと常任委員会に審査を付託しておりましたので、輝くふるさと常任委員長の審査報告を求めます。輝くふるさと常任委員会、辰柳敬一委員長。

## 輝くふるさと常任委員長 ( 辰柳敬一委員 )

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、葛巻町議会総合条例第 157 条の規定により報告します。配付しております輝くふるさと常任委員会審査報告書を御覧いただきたいと思います。

議案第 33 号、令和 7 年度葛巻町一般会計補正予算 ( 第 3 号 )、審査の結果、賛成全員をもって原案可決。議案第 34 号、令和 7 年度葛巻町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算 ( 第 2 号 )、審査の結果、賛成全員をもって原案可決。議案第 35 号、町立保育所条例の一部を改正する条例、審査の結果、賛成全員をもって原案可決。議案第 36 号、葛巻町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例、審査の結果、賛成全員をもって原案可決。議案第 37 号、葛巻町水道事業給水条例等の一部を改正する条例、審査の結果、賛成全員をもって原案可決。議案第 38 号、葛巻町上下水道事業の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例、審査の結果、賛成全員をもって原案可決。議案第 39 号、葛巻町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例、審査の結果、賛成全員をもって原案可決。議案第 40 号、町道葛巻浦子内線道路改良整備 ( その 6 ) 工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについて、審査の結果、賛成全員をもって原案可決。議案第 41 号、公の施設に係る指定管理者の指定

に関し議決を求めることについて、審査の結果、賛成全員をもって原案可決。議案第 42 号、公の施設に係る指定管理者の指定に関し議決を求めることについて、審査の結果、賛成全員をもって原案可決。議案第 43 号、公の施設に係る指定管理者の指定に関し議決を求めることについて、審査の結果、賛成全員をもって原案可決。議案第 44 号、公の施設に係る指定管理者の指定に関し議決を求めることについて、審査の結果、賛成全員をもって原案可決。議案第 45 号、公の施設に係る指定管理者の指定に関し議決を求めることについて、審査の結果、賛成全員をもって原案可決。議案第 46 号、公の施設に係る指定管理者の指定に関し議決を求めることについて、審査の結果、賛成全員をもって原案可決。議案第 47 号、公の施設に係る指定管理者の指定に関し議決を求めることについて、審査の結果、賛成全員をもって原案可決。議案第 48 号、公の施設に係る指定管理者の指定に関し議決を求めることについて、審査の結果、賛成全員をもって原案可決。議案第 49 号、公の施設に係る指定管理者の指定に関し議決を求めることについて、審査の結果、賛成全員をもって原案可決。議案第 50 号、公の施設に係る指定管理者の指定に関し議決を求めることについて、審査の結果、賛成全員をもって原案可決。議案第 51 号、公の施設に係る指定管理者の指定に関し議決を求めることについて、審査の結果、賛成全員をもって原案可決。議案第 52 号、公の施設に係る指定管理者の指定に関し議決を求めることについて、

審査の結果、賛成全員をもって原案可決。議案第 53 号、公の施設に係る指定管理者の指定に関し議決を求めることについて、審査の結果、賛成全員をもって原案可決。議案第 54 号、公の施設に係る指定管理者の指定に関し議決を求めることについて、審査の結果、賛成全員をもって原案可決。

以上のおり報告いたします。令和 7 年 12 月 12 日、輝くふるさと常任委員会委員長、辰柳敬一。

#### 議長（鈴木満議員）

輝くふるさと常任委員会長の審査報告が終わりました。

お諮りします。議案第 33 号から議案第 54 号までの 22 議案は、輝くふるさと常任委員会で質疑を終わっていますので、質疑を省略し、討論、採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

これより日程第 3、議案第 33 号、令和 7 年度葛巻町一般会計補正予算（第 3 号）を議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

これで討論を終わります。

これから議案第 33 号を採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員会長の報告は原案可決です。委員会長の報告のとおり決定することに賛成の方は

起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。したがって、議案第33号、令和7年度葛巻町一般会計補正予算(第3号)は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第4、議案第34号、令和7年度葛巻町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで討論を終わります。

これから議案第34号を採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は原案可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。したがって、議案第34号、令和7年度葛巻町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第2号)は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第5、議案第35号、町立保育所条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで討論を終わります。

これから議案第35号を採決します。この採決

は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は原案可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。したがって、議案第35号、町立保育所条例の一部を改正する条例は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第6、議案第36号、葛巻町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例を議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで討論を終わります。

これから議案第36号を採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は原案可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。したがって、議案第36号、葛巻町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第7、議案第37号、葛巻町水道事業給水条例等の一部を改正する条例を議題とします。

これから討論を行います。討論はありません

か。

(「なし」の声あり)

これで討論を終わります。

これから議案第 37 号を採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は原案可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。したがって、議案第 37 号、葛巻町水道事業給水条例等の一部を改正する条例は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第 8、議案第 38 号、葛巻町上下水道事業の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで討論を終わります。

これから議案第 38 号を採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は原案可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。したがって、議案第 38 号、葛巻町上下水道事業の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第 9、議案第 39 号、葛巻町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで討論を終わります。

これから議案第 39 号を採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は原案可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。したがって、議案第 39 号、葛巻町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第 10、議案第 40 号、町道葛巻浦子内線道路改良整備(その6)工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで討論を終わります。

これから議案第 40 号を採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は原案可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は

起立願います。

( 賛成者起立 )

起立全員です。したがって、議案第 40 号、町道葛巻浦子内線道路改良整備(その6)工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについては、委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第 11、議案第 41 号、公の施設に係る指定管理者の指定に関し議決を求めることについてを議題とします。

この案件は、地方自治法 117 条の規定により、姉帯春治議員、山岸はる美議員、深澤進議員が除斥となりますので、退場を求めます。

( 6 番、姉帯春治議員 退席 )

( 5 番、山岸はる美議員 退席 )

( 2 番、深澤進議員 退席 )

これから討論を行います。討論はありませんか。

( 「なし」の声あり )

これで討論を終わります。

これから議案第 41 号を採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は原案可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

( 賛成者起立 )

起立全員です。したがって、議案第 41 号、公の施設に係る指定管理者の指定に関し議決を求めることについては、委員長報告のとおり可決されました。

ここで、姉帯春治議員、山岸はる美議員、深澤進議員の除斥を解き、入場を求めます。

( 6 番、姉帯春治議員 入場 )

( 5 番、山岸はる美議員 入場 )

( 2 番、深澤進議員 入場 )

次に、日程第 12、議案第 42 号、公の施設に係る指定管理者の指定に関し議決を求めることについてを議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

( 「なし」の声あり )

これで討論を終わります。

これから議案第 42 号を採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は原案可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

( 賛成者起立 )

起立全員です。したがって、議案第 42 号、公の施設に係る指定管理者の指定に関し議決を求めることについては、委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第 13、議案第 43 号、公の施設に係る指定管理者の指定に関し議決を求めることについてを議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

( 「なし」の声あり )

これで討論を終わります。

これから議案第 43 号を採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は原案可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

( 賛成者起立 )

起立全員です。したがって、議案第 43 号、公の施設に係る指定管理者の指定に関し議決を求めることについては、委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第 14、議案第 44 号、公の施設に係る指定管理者の指定に関し議決を求めることについてを議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

( 「なし」の声あり )

これで討論を終わります。

これから議案第 44 号を採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は原案可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

( 賛成者起立 )

起立全員です。したがって、議案第 44 号、公の施設に係る指定管理者の指定に関し議決を求めることについては、委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第 15、議案第 45 号、公の施設に係る指定管理者の指定に関し議決を求めること

についてを議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

( 「なし」の声あり )

これで討論を終わります。

これから議案第 45 号を採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は原案可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

( 賛成者起立 )

起立全員です。したがって、議案第 45 号、公の施設に係る指定管理者の指定に関し議決を求めることについては、委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第 16、議案第 46 号、公の施設に係る指定管理者の指定に関し議決を求めることについてを議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

( 「なし」の声あり )

これで討論を終わります。

これから議案第 46 号を採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は原案可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

( 賛成者起立 )

起立全員です。したがって、議案第 46 号、公の

施設に係る指定管理者の指定に関し議決を求めることについては、委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第 17、議案第 47 号、公の施設に係る指定管理者の指定に関し議決を求めることについてを議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで討論を終わります。

これから議案第 47 号を採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は原案可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。したがって、議案第 47 号、公の施設に係る指定管理者の指定に関し議決を求めることについては、委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第 18、議案第 48 号、公の施設に係る指定管理者の指定に関し議決を求めることについてを議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで討論を終わります。

これから議案第 48 号を採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は原案可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。したがって、議案第 48 号、公の施設に係る指定管理者の指定に関し議決を求めることについては、委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第 19、議案第 49 号、公の施設に係る指定管理者の指定に関し議決を求めることについてを議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで討論を終わります。

これから議案第 49 号を採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は原案可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。したがって、議案第 49 号、公の施設に係る指定管理者の指定に関し議決を求めることについては、委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第 20、議案第 50 号、公の施設に係る指定管理者の指定に関し議決を求めることについてを議題とします。

この案件は、地方自治法 117 条の規定により、

辰柳敬一議員が除斥となりますので、退場を求めます。

( 8 番、辰柳敬一議員 退席 )

これから討論を行います。討論はありませんか。

( 「なし」の声あり )

これで討論を終わります。

これから議案第 50 号を採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は原案可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

( 賛成者起立 )

起立全員です。したがって、議案第 50 号、公の施設に係る指定管理者の指定に関し議決を求めることについては、委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第 21、議案第 51 号、公の施設に係る指定管理者の指定に関し議決を求めることについてを議題とします。

この案件は、地方自治法 117 条の規定により、山崎邦廣議員、辰柳敬一議員が除斥となりますので、退場を求めます。

( 9 番、山崎邦廣議員 退席 )

これから討論を行います。討論はありませんか。

( 「なし」の声あり )

これで討論を終わります。

これから議案第 51 号を採決します。この採決

は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は原案可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

( 賛成者起立 )

起立全員です。したがって、議案第 51 号、公の施設に係る指定管理者の指定に関し議決を求めることについては、委員長報告のとおり可決されました。

ここで、山崎邦廣議員、辰柳敬一議員の除斥を解き、入場を求めます。

( 9 番、山崎邦廣議員 入場 )

( 8 番、辰柳敬一議員 入場 )

次に、日程第 22、議案第 52 号、公の施設に係る指定管理者の指定に関し議決を求めることについてから日程第 24、議案第 54 号、公の施設に係る指定管理者の指定に関し議決を求めることについてまでの 3 議案を一括議題とします。

この 3 議案は、地方自治法第 117 条の規定により私が除斥となりますので、退場します。

ここで副議長と交代のため、暫時休憩します。

( 休憩時刻 10時34分 )

( 再開時刻 10時34分 )

**副議長 ( 山崎邦廣議員 )**

休憩前に引き続き会議を再開します。

地方自治法第 106 条の規定により、議長の職務を行います。

これより議案第 52 号から議案第 54 号までの 3 議案について一括討論を行います。これにご異議ありませんか。

( 「異議なし」 の声あり )

異議なしと認め、議案第 52 号から議案第 54 号までの 3 議案について一括討論を行います。討論はありませんか。

( 「なし」 の声あり )

これで討論を終わります。

これから採決に入ります。この採決は起立によって行います。

議案第 52 号、公の施設に係る指定管理者の指定に関し議決を求めることについての本案に対する委員長の報告は原案可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

( 賛成者起立 )

起立全員です。したがって、議案第 52 号、公の施設に係る指定管理者の指定に関し議決を求めることについては、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 53 号、公の施設に係る指定管理者の指定に関し議決を求めることについての本案に対する委員長の報告は原案可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

( 賛成者起立 )

起立全員です。したがって、議案第 53 号、公の施設に係る指定管理者の指定に関し議決を求め

ることについては、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 54 号、公の施設に係る指定管理者の指定に関し議決を求めることについての本案に対する委員長の報告は原案可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

( 賛成者起立 )

起立全員です。したがって、議案第 54 号、公の施設に係る指定管理者の指定に関し議決を求めることについては、委員長報告のとおり可決されました。

ここで鈴木満議長の除斥を解き、入場を求めます。

議長と交代のため暫時休憩します。

( 休憩時刻 10時37分 )

( 再開時刻 10時38分 )

#### 議長 ( 鈴木満議員 )

休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、日程第 25、議員派遣の件についてを議題とします。

お諮りします。葛巻町議会総合条例第 121 条第 1 項の規定により、議員派遣の件に記載されているとおり議員を派遣したいと思います。これにご異議ありませんか。

( 「異議なし」 の声あり )

異議なしと認めます。したがって、議員派遣の

件については、記載のとおり派遣することに決定しました。

ここで暫時休憩いたします。

( 休憩時刻 10時39分 )

( 再開時刻 10時40分 )

### 議長 ( 鈴木満議員 )

休憩前に引き続き会議を再開します。

お諮りします。ただいま町長から議案第55号、令和7年度葛巻町一般会計補正予算(第4号)から議案第58号、一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例までの4議案が追加議案として提出されました。これを日程に追加し、直ちに議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

( 「異議なし」の声あり )

異議なしと認めます。したがって、議案第55号、令和7年度葛巻町一般会計補正予算(第4号)から議案第58号、一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例までの4議案について、直ちに議題とすることに決定しました。

追加日程第1、議案第55号、令和7年度葛巻町一般会計補正予算(第4号)から追加日程第4、議案第58号、一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例までの4議案について一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。政策秘書課長。

### 政策秘書課長 ( 波紫徳彰 )

それでは、議案第58号から順次説明をさせていただきます。議案集その2をご準備いただきたいと思います。議案集1ページをお開き願います。議案第58号、一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例でございます。

被改正条例でございますが、3つの条例を改正するもので、第1条及び第2条で一般職の職員の給与に関する条例を、第3条及び第4条で議会の議員の議員報酬等に関する条例を、第5条及び第6条で常勤特別職の職員の給与に関する条例をそれぞれ改正しようとするものでございます。

改正の概要でございますが、人事院の勧告を受け、国の一般職の職員の給与に関する法律等の一部が改正される予定であり、当町におきましても国に準拠した内容で所要の整備をしようとするものでございます。

第1条では、一般職の職員の給与に関する条例の一部改正では、医師に係る初任給調整手当を1,000円引き上げ、職員の12月期の期末・勤勉手当の支給月数を合わせて0.05月分引き上げるとともに、民間給与と格差の解消を図るため初任給を1万2,300円引き上げ、若年層に重点を置きつつ、その他の職員も昨年を大幅に上回る引上げ改定で、全体平均3.3%の引上げのほか、その他の職員における宿日直勤務の手当を500円引き上げる改正をしようとするものでございます。

第2条の一般職の職員の給与に関する条例の一部改正では、第1条で引き上げた12月期の手当を令和8年度以降、6月期と12月期に均等に

配分し直すための改正をしようとするものでございます。

第3条の議会の議員の議員報酬等に関する条例及び第5条の常勤特別職の職員の給与に関する条例の一部改正では、12月期の期末手当の支給月を0.025月分引き上げようとするものでございます。

第4条、第6条による改正では、第3条、第5条により引き上げた12月期の期末手当を令和8年度以降、6月期と12月期に均等に配分し直すための改正をしようとするものでございます。

附則でございますが、この条例は公布の日または一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の施行日のいずれか遅い日から施行するものでありますが、第1条による改正規定中、第10条の7、別表1、別表2及び別表第4、の改正につきましては令和7年4月1日に遡り、第1条による改正規定中、第18条第2項及び第3項並びに第19条第2項の規定、第3条及び第5条の規定による改正につきましては令和7年12月1日からそれぞれ適用するほか、第2条、第4条及び第6条の改正につきましては令和8年4月1日から施行しようとするものでございます。

以上で議案第58号の説明を終わらせていただきます。

**議長（鈴木満議員）**

総務課長。

**総務課長（松浦利明）**

続きまして、議案第55号をご説明申し上げます。一般会計補正予算書をお願いいたします。議案第55号、令和7年度葛巻町一般会計補正予算（第4号）でございます。

第1条は、歳出予算の補正でございます。今回の補正予算は、人事院勧告に伴う給与費の改定が主なものでございますが、歳出の給与等が増額した分は、歳出の予備費を減額して調整しておりますので、歳入歳出予算の総額に変更はなく、歳出の科目間での予算額が増減するものでございます。

15ページをお願いいたします。給与費明細書によりご説明を申し上げます。まず、特別職でございますけれども、右下でございますが、12万7,000円増額するものでございます。

16ページをお願いいたします。次に、一般職でございますが、一番上の総括表、合計の欄でございますが、630万4,000円増額するものでございます。この一般職のうち会計年度任用職員以外の職員分は、16ページの一番下の表、合計の欄でございますが、550万2,000円増額となります。一般職のうち会計年度任用職員の分は、17ページ中段の表でございますが、合計の欄、80万2,000円増額となるものでございます。

この特別職12万7,000円、一般職630万4,000円のほか、国保会計への繰出金が284万5,000円、水道事業会計への繰出金が22万8,000円、その

ほかに通勤手当の増額が6万2,000円ございまして、合計いたしますと956万6,000円となりまして、同額を14款1項1目予備費から減額するものでございます。

議案第55号は以上でございます。

続きまして、議案第56号をご説明申し上げます。国保会計補正予算書をお願いいたします。議案第56号、令和7年度葛巻町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）でございます。

第1条、歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ284万5,000円を追加いたしまして、歳入歳出それぞれ8億3,396万1,000円とするものでございます。

6ページをお願いいたします。歳入の主なものでございますが、6款1項1目一般会計繰入金ですが、職員給与費等繰入金として284万5,000円を繰入れするものでございます。この繰入金を財源といたしまして、給与費の改定を行うのですが、給与費明細書によりご説明を申し上げます。

8ページと9ページをお願いいたします。一般職でございますが、一番上の総括表、合計の欄ですが、284万5,000円の増となりまして、このうち会計年度任用職員以外の職員分がアの表になりますが、283万5,000円、それから会計年度任用職員の分が9ページになりますが、イの表で、1万円増額となるものでございます。

議案第56号は以上でございます。

**議長（鈴木満議員）**

水道事業所長。

**水道事業所長（和野康弘）**

続きまして、議案第57号、令和7年度葛巻町水道事業会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。今回の補正でございますが、人事院勧告及び職員の異動事由による給与費の補正でございます。

初めに、1ページをお願いいたします。第2条、収益的収入及び支出です。収入でございますが、第1款水道事業収益を22万8,000円増の1億7,661万3,000円とするものでございます。支出でございますが、第1款水道事業費用を197万2,000円増の2億405万6,000円とするものでございます。

第3条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費につきましては、195万4,000円増の3,284万8,000円とするものでございます。

2ページをお願いいたします。第4条、他会計からの補助金につきましては、予算第8条中「724万2,000円」を「747万円」に改めるものでございます。

6ページ以降の予定キャッシュ・フロー計算書、貸借対照表、給与費明細書につきましては、今回の補正額を基に調整を行ったものでありますので、お目通しをいただきますようお願い申し上げます。

以上で議案第57号の説明を終わらせていただきます。慎重ご審議の上、ご賛同賜りますようお願い

ろしくお願い申し上げます。

**議長（鈴木満議員）**

これで提案理由の説明を終わります。

お諮りします。ただいま議題としております議案第 55 号から議案第 58 号までの 4 議案については、葛巻町議会総合条例第 46 条第 3 項の規定により、輝くふるさと常任委員会へ審査を付託しないこととしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認め、議案第 55 号から議案第 58 号までの 4 議案について一括質疑及び一括討論とします。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認め、議案第 55 号から議案第 58 号の 4 議案について一括質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

これで質疑を終わります。

次に、一括討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

これで討論を終わります。

次に、採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

これから議案第 55 号を採決します。この採決

は起立によって行います。議案第 55 号、令和 7 年度葛巻町一般会計補正予算（第 4 号）は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立全員です。したがって、議案第 55 号、令和 7 年度葛巻町一般会計補正予算（第 4 号）は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第 56 号を採決します。この採決は起立によって行います。議案第 56 号、令和 7 年度葛巻町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第 3 号）は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立全員です。したがって、議案第 56 号、令和 7 年度葛巻町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第 3 号）は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第 57 号を採決します。この採決は起立によって行います。議案第 57 号、令和 7 年度葛巻町水道事業会計補正予算（第 1 号）は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立全員です。したがって、議案第 57 号、令和 7 年度葛巻町水道事業会計補正予算（第 1 号）は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第 58 号を採決します。この採決は起立によって行います。議案第 58 号、一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願

います。

( 賛成者起立 )

起立全員です。したがって、議案第 58 号、一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全て終了し、本定例会議に付された事件は全部終了しました。

これで令和 7 年葛巻町議会 12 月定例会議を終了します。お疲れさまでした。

( 散会時刻 10 時 58 分 )